

奈良県宿泊施設経営支援アドバイザー派遣業務にかかる質問回答一覧

No.	資料名	頁	大項目	小項目	項目名	質問事項	回答案
1	仕様書	1	4	(1)④(ウ)	具体的な取組実施の支援	「派遣事業者内に主担当者を設置し、確実に進捗するよう支援を行う。」とあります。ここでいう派遣事業者とは本業務の受託事業者を指すという理解でよろしいでしょうか。仮に、派遣先事業（宿泊施設）という意味であれば、支援にあたって受託事業者あるいはアドバイザー等が常駐するようなイメージでしょうか。	派遣先事業者である宿泊施設を指します。宿泊施設側に本業務に携わる主担当者を設置させるように調整し、業務が滞りなく進むようにしてください。
2	公告	1	1	(3)	業務量の目安	事業費上限額には、アドバイザーの派遣を通じて、宿泊施設等が改善に取り組む事業への支援（例：宿泊施設内レストランのメニューブック改定に係る製作・印刷費）は含まないという理解でよろしいでしょうか（アドバイザーの助言を受けて宿泊施設が取り組むことは基本的に宿泊施設側が負担するという理解）。	含みません。受託事業者はあくまでも助言や提案等を行うものであり、実行する費用は宿泊施設の負担になります。